

議案第 12 号

令和 2 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 7 号)について

令和 2 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 7 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 令和2年度 橋本市病院事業会計補正予算（第7号）

第1条 令和2年度橋本市病院事業会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和2年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入) (単位：千円)

	科 目	既決予定額	補正額	計
第1款	病 院 事 業 収 益	7,874,135	64,577	7,938,712
第1項	医 業 収 益	6,823,445	△ 381,365	6,442,080
第2項	医 業 外 収 益	811,519	445,242	1,256,761
第3項	訪 問 看 護 収 益	64,991	700	65,691

(支出) (単位：千円)

	科 目	既決予定額	補正額	計
第1款	病 院 事 業 費 用	7,945,312	38,733	7,984,045
第1項	医 業 費 用	7,540,930	△ 32,886	7,508,044
第2項	医 業 外 費 用	202,339	69,758	272,097
第3項	訪 問 看 護 費 用	67,443	1,861	69,304

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額345,227千円は引継金273,711千円、過年度分損益勘定留保資金71,516千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額347,916千円は引継金273,711千円、過年度分損益勘定留保資金74,205千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(収入) (単位：千円)

	科 目	既決予定額	補正額	計
第1款	資 本 的 収 入	537,075	△ 27,178	509,897
第2項	企 業 債	170,000	△ 34,000	136,000
第3項	投 資	1,050	1,322	2,372
第4項	補 助 金	65,314	5,500	70,814

(支出) (単位：千円)

	科 目	既決予定額	補正額	計
第1款	資 本 的 支 出	882,302	△ 24,489	857,813
第1項	建 設 改 良 費	241,389	△ 24,489	216,900

第4条 予算第5条に定めた起債の限度額を次のように改める。

起債の目的	限度額	起債の方法
病院事業	136,000千円	証書借入

  

利率	償還の方法
3.5%以内	借入先の融通条件による。

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
(1) 職 員 給 与 費	3,978,325	36,889	4,015,214

第6条 予算第9条に定めた病院事業運営のため他会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
一 般 会 計	155,748	33,241	188,989
国 保 特 別 会 計	1	2,459	2,460
計	155,749	35,700	191,449

第7条 予算第10条に定めた、たな卸資産の購入限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
た な 卸 資 産	726,698	△ 80,000	646,698

第8条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期間	限度額
電子カルテシステム更改事業	令和2年度から令和3年度まで	640,000

令和3年3月1日提出

橋本市長 平木 哲朗